# みやぎ母乳育児をすすめる会

ニュース No.59



2023. 1

# 目 次

巻	頭言	<b>=</b>								
			みやぎf	母乳育児を	すすめる会	副理	里事長	中村	理恵	1
	フォーラ	ラム報 <del>告</del>								
			み	やぎ母乳育	児をすすめ	る会	理事	藤本久	<b>文美子</b>	2
	乳育児種	<sup></sup> 話かりのす	トたふん	け名くの	能力を持っ	ってい	\Z	一语八	<i>†</i> >1\ <i>3</i>	<b>ራ</b>
Ξ	_&1 6/C	1411-7071			<b>肥ノ」で1寸</b> 児をすすめ					
			9	<b>ドさ 母孔月</b>	ንፔ⁄፫ 9 9 00	る五	益尹	<i>'</i> 31	此为	4
■ Y	ouTub	eの限定な	公開動画	画につい	て					7
<b>=</b> 5	フークシ	ショップ2	2023@2	Zoom の	お知らせ	<u> </u>				8
<b>2</b>	022年』	度 理事、	幹事	、事務局	<b>3</b>					9
<b>2</b>	023年	みやぎ母	:乳育児	!をすす。	める会 予	定				9
		みやぎ母乳育								
2	022年)	度第1回	理事	・幹事会	議事録·					10
		みやぎ母乳育			= <del>*</del> == 2=					1.0
2	022年)	度第2回	<b>理</b> 事	・軒事会	: 議 <del>事</del> 録:					12
■ N	PO法人。	みやぎ母乳育 <b>芰 第</b> 3回	育児をする   <b>理事</b>	∮める会 • <b>幹車</b> 会	議事程.					15
_			红尹	+T <b>尹</b> 五	时次 于平少小					10
		川活動法人 計到 <b>音</b> 児 2	をすすれ	める会・	定款 …					17

## 巻 頭 言

## みやぎ母乳育児をすすめる会 副理事長 中村 理恵

(東北公済病院 小児科医)

モモを知っていますか?

時間泥棒の灰色の男たちから、私たちの時間を取り戻してくれたあのモモです。

モモは古い円形劇場にひとりで住んでいる女の子です。

時間の他には何も持っていないけれど、親切な友達がたくさんいて、

食べ物やらなにやら届けてくれます。

モモの得意なのは人の話を聞くこと。

何かあると、人々はいいます。

「モモのところに行ってごらん! |

モモはただそばにいて、何も言わずに耳を傾けてくれます。

それだけで

もう生きていても仕方ないと落ち込んでいた人が、自分を取り戻し、

こどもたちが想像の楽しい遊びを作り出します。

私たちはつい忙しがって、お母さんたちに、正しいことを教えようとしがちです。 待つこと、母と子の力を信じ、寄り添ってエンパワーすること。それが出来れば。 そうしたら、お母さんたちも心を開いてくれるかもしれません。 ただ、そばにいるだけで支えられる、そんな存在になれたら。

ミヒャル・エンデの「モモ」。

児童書の棚にありますが、こどもだけの本ではありません。

スマホであらすじを検索したりせずに、

どうぞ本をお読みになってみてくださいね。

## フォーラム報告

## みやぎ母乳育児をすすめる会 理事 藤本久美子

(坂総合病院 産婦人科)

今回は産後ケアについてがテーマでした。

塩野先生もおっしゃられてましたが、女優の小雪が韓国で産後ケア施設に入り、炎上していたことで、言葉だけは私も知ってはおりました。そういうわけで、公的支援の産後ケアでどこまでのことができるのかは、とても興味がありました。

仙台市からの発表で1歳未満7回まで使用ができる(多胎は10回まで)宿泊型、デイサービス型、 母児ともに入院治療が必要ない状態。どの程度の公的支援が入っているか確認できました。

塩野先生からは、現代では産後実家に頼ることが難しい方が多いため、このような産後ケア施設に たよることを普通でにできるようにするとよい、との発表で時代の変化もあり、なるほどその通りだ な、と思いました。

とも子助産院では老舗助産院ならではの支援で、人形を使って行ってくださった授乳実践講座では、 当院ではあまりしていなかった授乳法の提案で、なるほど!でしたし、口走ってくださった「下手な 子もいる」という本音にとても安心感を覚えました。

森のおひさま助産院からで母乳が半数近くいらっしゃるというデータがあり、産後ケアを利用する 方々は疲れ切ってミルク大多数かと思いきや意外といらっしゃることに安堵いたしました。









東北公済病院の発表は、退院から継続して産後ケアとして行っているということで、総合病院のモデルケースとして、とても参考になりました。

なるみ赤ちゃんこどもクリニックではデイサービス型、発表時点で1日1組限定、助産師1名看護師3名保育士2名という理想的な配置での産後ケアをなさっておられました。これで元がとれるのかと心配になってしまうくらいでした。

現時点はそれぞれまだ模索中ところもあると思いましたが、まず始めてみて、必要なことを追加していくというのはとても大事なことだと思います。私自身、勤めている病院で産後ケアとして何ができるのかと模索している状態だったため、今回のテーマはとてもとてもタイムリーでした。

仙台市以外はまだデイサービス型のみのところが多いですが、仙台市がトップですすめてくれることで、今後仙台市以外も宿泊型だったり公的支援を取り入れる市町村が増えると思われるため、総合病院である当院も参入しやすい状況になると思いました。どこの病院もかかえている問題かと思いま

すが、スタッフがいない中、できる範囲で、産後 の方々を支援していきたいと思います。

今回web参加しましたが、家庭をもっている中、個人的には、仙台に行かずに参加できることでハードルが下がりました。青葉先生の座長もすばらしく、楽しく拝見させていただけました。

裏方の皆さまお疲れさまでした。











なるみ赤ちゃんこどもクリニック 看護師 鈴木瑠衣さん

## 「母乳育児奮闘記」

## みやぎ母乳育児をすすめる会 監事 堺 武男

## 第22回 生まれたばかりの赤ちゃんは多くの能力を持っている...に違いない、その1

産まれたばかりの赤ちゃんは自分では何も出来ず、こちらが全て助けてあげなければならないというのが世間の常識だと思うが、実は潜在的な能力を結構持っているようだ。「ようだ」というのは赤ちゃんに聞くわけにいかないのでこちらの解釈の問題だからである。

出生直後から赤ちゃんが見せる様々な動きを、私たち「専門家」は何とか反射とか名付け、それに勝手な意味づけをしているが、その大半は赤ちゃんの反応を正しく理解していないと最近つくづく思っている。その一部を本稿にまとめてみたので赤ちゃんに関わる医療者、お母さんは是非ご一読頂きたい。

#### 1.「社交的微笑」とは何か、その意味は?

赤ちゃんは母親のあやす声などの外からの刺激に反応して(恐らく)、2ヶ月頃から笑うようになる。これを「あやし笑い」と呼ぶ。3ヶ月になると「ケケッ」と声を出しながら笑う「声出し笑い」が出来るようになる。ところが赤ちゃんは外からの刺激に反応しない $0 \sim 2$ ヶ月の間も何となく、特に睡眠時などに「にやり」とした笑顔を見せる。この外からの刺激に関係ない時期の笑いを私たち「専門家」は「社交的微笑(social smile)」と呼んでいる。

それではこの時期赤ちゃんは何に対して笑顔をみせるのだろうか?

笑顔とは周りをなごませ、赤ちゃんのみならず、老若男女全てへの愛情を掻き立てお互いの関係を良くする作用を持っている。これは他の動物にも同様に見られる共通の現象らしい。では一体なぜ笑顔とはそのような作用を持つのか?このことを必死に研究したフランスのワロイという学者がいたが、結局その理由は分からなかったようだ。

ところでこの出生時の、周囲の刺激には関係なく見せる「社交的微笑」には何か意味があるのだろうか?世間ではあやし笑いのための練習だなどと全く根拠のない説明がされることがあるが、そしたら起きている時も笑えばいいし、いっそのことあやし笑いをすればいいのであってその様な説明は成り立たない。

以下は私の勝手な私見であるが、出生時から見られるこの時期の「笑顔」は、母親を始めとした周囲の人間に対して自分への愛情を掻き立てて、自分が愛されようとする働きかけなのではないだろうか。ご存知の通り母性とは生来のものではなく作られていくものであり、そのために、そして母乳分泌、オキシトシンなどのホルモンの活性化にとっても最も大事なものは「母親が赤ちゃんを可愛いと思う心」であるとされている。その為に赤ちゃんは外部からの刺激に関係なく笑顔を見せ「あ、今笑ったよね」、「わー可愛いい」という反応を導きだしているのではないだろうか。赤ちゃんは意識し

てはいないだろうが、自分が家族の一員として愛されながら生きて行こうと必死に努力をしているのである。あやし笑いの準備をしているのは、赤ちゃんが笑うということに気付き始める周囲の私たちだと思っている。赤ちゃんが私たちを育てていることを、その笑顔を見ながらつくづくと思うのである。

赤ちゃん頑張れ!! 可愛いよ!!

#### 2.「早期母子接触」を作り出すのは赤ちゃんの自発的な動き

最近のお産の現場では、赤ちゃんが生まれると母親のお腹の上に赤ちゃんをすぐに乗せてあげる。 そうすると赤ちゃんはじわじわと母親のお腹をよじ登り、50分程で母親の乳首に辿りつき、乳首を ぐいぐい吸い始める。これをカンガルーケア、スキンツースキンコンタクトと呼び名が変わり、現在 は「早期母子接触」と呼んでいるが、実は昔は赤ちゃんが生まれれば当たり前に行われていたことを 今は大層に名前を付けて読んでいるに過ぎない。

この赤ちゃんの動きは、母親の乳首から発せられるフェロモン様の香りに生まれたばかりの赤ちゃんが引き寄せられ、1mの距離を50分かけて漸く辿りつく説明されている。確かに赤ちゃんの嗅覚が他の動物並みに発達していることについては多くの研究があり、清拭した乳頭としない乳頭では、清拭しない乳頭(フェロモンや母乳の匂いのする)に赤ちゃんは強く吸い付く、とか、他の母親の母乳を塗った乳頭には吸い付かないなど枚挙に暇がない。従って早期母子接触の赤ちゃんの動きは母親の乳頭の匂いに惹かれていることは間違いない。問題は「よじ登って辿りつく」ことである。

生まれたばかりの、特に筋肉の発達が哺乳類で一番劣っているヒトの赤ちゃんは、他の動物は出生と同時に歩くにも拘わらず(子宮外胎児と呼ばれる)、動くことすら出来ない。そのヒトの赤ちゃんが母親の乳首に辿りつくことこそが不思議なのではないだろうか(そう思っているのは私だけかもしれないが)。一応この動きの説明は「新生児歩行」によるものだとされているが、では、この「新生児歩行」なるものを少し考えてみよう。

#### 3.「新生児歩行」とは何か

「新生児歩行」とは、生直後の赤ちゃんの両脇の下を支え、立たせると(あまりお勧めはしないが)、赤ちゃんは膝を左右交代に曲げ伸ばしし、如何にも歩くような運動をする。これを「新生児歩行」と我々「専門家」は呼んでいる。この運動は6週間頃まで続いた後には消失してしまう。この新生児期特有の歩行の様な動きについては、将来の歩行運動への機能を発達させるために存在するとかいう説明がされているが、私はほんとかよ、と言いたくなってしまう。

ヒトの赤ちゃんの筋肉の発達を見てみると、月齢と共に頭から足へと進んでいき、3ヶ月過ぎに首が座って、一歳頃になると立って歩くわけである。この発達が上半身優位から下半身優位に移行するのはずり這いから高這いになる7-8ヶ月である。この後に赤ちゃんはつかまり立ち、ホッピング反応、伝い歩き、独歩と進んでいく。下半身優位になり歩行準備が始まる一連の動きに「新生児歩行」が関わっているとはどうしても思えない。しかも「新生児歩行」は6週間で消失してしまうのである。

つまり、歩行運動と呼ぶのは、立位が全く不可能な時期にそれを無視して立位を取らせると、いかに も歩行運動の様に見えるからに過ぎない。赤ちゃんはこの時期に決して立位にはならないし(当然だが)、そうさせる意味も全くない。従って「新生児歩行」と呼ぶことは間違いであると私は考えている。

以下はまたまた私見である。まずこの赤ちゃんの脚の動きは胎内で既にみられている。お腹の中の赤ちゃんが母親のお腹を蹴る「あ、蹴った」というあれである。その脚の蹴る動きがそのまま出生後も続いているのである。生まれたばかりの赤ちゃんは勿論立つことはなくほとんど仰向けで過ごすが、仰向けでも腹ばいでもこの脚の蹴る運動によってあたかも這い這いするかのように頭の方に進んでいく。これが時速1mで母親のお腹をよじ登り母親の乳首に辿りつく運動となるのである。確かにその向かうべき方向は母親の乳頭から発せられるフェロモン様の芳香に引かれて行くのだが、それに辿りつこうとする運動は、もし周囲のサポートが無かった場合でも、何が何でもフェロモンの匂いのする乳首に辿りついておっぱいを吸うぞという命をかけた運動なのだと思われる。私たちはたまたま母子早期接触としてこの動きを見ているが、この動きはその後も暫く続き、哺乳が安定してくる6週間頃にその役目を終えて消失してしまう、と私は考えている。

そして母親の乳頭に辿りついた後は、何と自分で首を動かしながら母親の乳首を探り当て、そして 吸啜する。

この動きも何としても母親の乳首に辿りつき母乳を吸うぞという生への執念、本能であり強い生命 活動の表れだと思われる。

この後に起きる吸啜についても生命活動の表れと私は考えているが、随分長くなったので次号にお話しします。赤ちゃんのこのような能力を損なうことなく、赤ちゃん目線を持って母子を支え続ける 医療者でありたいものです。

■次回は「赤ちゃんの哺乳の力はどこからくるのだろう?」と題して赤ちゃんの哺乳行動を探ることにする。

赤ちゃんが出生直後から5ヶ月頃まで見せる「哺乳反射」は乳首を吸うための不随意運動と定義され、以下の3つの反射があることが知られている。

- 1. 探索反射
- 2. 口唇反射
- 3. 吸啜反射

もう一つ「咬反射」というのもあるが、あまり意味はないようである。

赤ちゃんはこれらの「反射」(不随意運動なの?)でもってお母さんの乳首を上手に吸う動きの本体に迫ろうと考えている。

## YouTubeの限定公開動画について

昨年度「母乳フォーラム in みやぎ 2022」の動画を、YouTube にて限定公開しております。 これは通常の、「みやぎ母乳育児をすすめる会チャンネル」

https://www.youtube.com/channel/UCICA9Hw8Y8EUxY9D2BiUPvQ

とは別アドレスの限定公開にしております。

https://youtu.be/zoErv1Xi6RQ

## YouTube 限定公開は誰が見られるの?

「限定公開」はその動画の URL を知っている人だけが視聴できる公開方法です。「公開」とは違って、YouTube の検索結果や関連動画、おすすめ動画などに表示されることはありません。

## YouTube の限定公開と非公開の違いはなに?

非公開はもっとも閉鎖的な動画の公開方法で、動画の投稿者が指定したユーザーのみが視聴できるような仕組みになっています。 非公開で投稿された動画は、動画の URL を共有することもできません。 限定公開は、その名のとおり限定的な公開方法で、投稿した動画の URL を知っているユーザーのみが視聴できるタイプの動画になります。



## みやぎ母乳育児をすすめる会

# ワークショップ 2023@Zoom

開催日時 2023年2月26日(日)11:00-14:00

プログラム 11:00-11:15 開会

11:15-12:00 基調講演

「赤ちゃん行動の不思議を探る-母乳育児とその支援のために-」

講師: 堺 武男先生(小児科医)

12:10-13:20 ワークショップ

13:20-14:00 発表・講評・まとめ/修了書発行

参加費 当会会員無料 非会員 1,500 円

(基調講演のみの申し込みも 1,500 円)

申込方法 Peatix もしくは当会事務局までメールでお申し込み下さい。

お申し込みの際はご氏名、所属施設名と職種、経験年数、希望テーマ

(第2希望まで)をお知らせください。

締め切り 2023年2月10日(金)

定員 80名

ワークショップとはただ知識を得るだけではなく、参加者同士の意見に耳を傾けることで、幅広い層の考えに触れられる場です。コロナ禍で、対面ではなかなか語り合えない状況が続いていますので、今年は症例検討ではなく以下のグループワークテーマを考えました。多くの方のご参加をお待ちしております。

## 【グループワークテーマ】

- 1. 「誰のための何のための母乳育児なのか」
- 2. 「今、支援で困っていることを語ろう」
- 3. 「母乳育児は大変で辛いものなのか」
- 4. 「母乳育児の裾野はどうやったら広がっていくか」
- 5. 「父親への母乳育児支援を考える」
- 6. 「時代と共に変化していく女性のライフスタイルに合わせた母乳育児支援とは -母乳育児支援は近年、変わって来たか-」

詳細は当会ホームページ、Peatix イベントページをご覧ください。 多くの方のご参加をお待ちしております



お申込み・お問い合わせ先 NPO 法人みやぎ母乳育児をすすめる会事務局 メール⇒m.bonyu@gmail.com

主催 NPO 法人みやぎ母乳育児をすすめる会

# 2022年度 理事、幹事、事務局

2022年9月1日より2023年8月31日まで

\*当会の年度は9月1日開始ですが、役員改正は総会で決定となるため、それまでは前年度メンバー も残ります。

理事長 青葉 達夫

副理事長 大槻 健郎、中村 理恵

理 事 明城 光三、飯田 富己、大友 浩一、小原 幸恵、加藤美江子、菊池 啓子 熊谷 賀代、佐藤 祥子、鳴海 僚彦、藤本久美子、洞口 信子、安井 友春 山本 優子

監 事 上原 茂樹、堺 武男

**幹** 事 相澤加奈子、石森 美香、遠藤奈津子、千葉 祥子、芳賀 深雪、横江 紀子 渡邊佐登美

事務局 石井登志子、佐々木 京

## 2023年 みやぎ母乳育児をすすめる会 予定

\*詳細は変わることがあります。HPなどでご確認ください。

	イベント	のびす	理事	
	1.72 k	仙台	泉中央	幹事会
1月	ニュース発行	未定	未定	
2月	みやぎ版ワークショップ(26日)	未定	未定	6日(月)
3月		未定	未定	
4月		未定	未定	3日 (月)
5月	ニュース発行 定例会	未定	未定	
6月	東北母乳の会	未定	未定	5日(月)
7月		未定	未定	
8月		未定	未定	7日(月)
9月	ニュース発行	未定	未定	4日(月)
10月	総会・母乳フォーラム in みやぎ 2023	未定	未定	2日 (月)
11月		未定	未定	
12月		未定	未定	4日(月)

#### NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会

## 2022年度 第1回 理事・幹事会議事録

**日** 時:2022年9月5日(月) 18:30~19:30 **於**:Zoom

**参加者**:12名

理事長:青葉 副理事長:中村

理 事:飯田、加藤、洞口、藤本 事務局:熊谷理事(書記)

監事:堺

幹 事:相澤、髙橋(有)、横江 オブザーバー:高橋(李)(東北公済病院)

## 議題

## 母乳フォーラム in みやぎ 2022 の件

- 1) 議案書確認 (9月半ば、ニュースと一緒に発送 / 予定)
  - ・事業報告、事業計画について確認は済 会計報告・監査報告はでき次第、事務局へ。
  - ・議案書発送予定:印刷/発送 費用の面で印刷は事務局で行う。
  - ・発送について→質問用紙・はがきの返送は10/10までとして作成、原稿はMLで確認。 《発送物》ニュース・挨拶文と質問用紙・議案書・出欠葉書・会費納入用振込用紙
- 2) 会計報告:来週あたりにまとめ。監査を受けてMLに。
- 3) ポスター配布・発送について
  - ①会員のいない分娩取り扱い施設
  - ②看護学校(助産科のある学校)
  - ③助産師会 (メールで開催情報提供)
  - ④のびすく仙台、泉中央
  - ⑤宮城県・仙台市小児科医会(メール?堺監事より)
  - ⑥東北母乳の会→事務局
  - ⑦日本母乳の会→事務局
  - ⑧県庁記者クラブ投げ込み→これから。青葉理事長の挨拶文とともに。
- 4) プログラム確認

別紙参照

- 5) 各担当
  - ·総合司会(加藤理事)
  - (1) 総会
    - · 総会議長(青葉理事長)
    - ·報告:事業(熊谷理事) 会計(飯田理事)
    - ・議事録署名人2名:(髙橋有希)(当日参加の東北公済病院スタッフ)

- (2) フォーラム
  - · 座長 (青葉理事長)
  - ・開会の挨拶(中村副理事長)
  - ・演者7名
  - ・会場係1名 照明・空調調節など。マイク係と兼任(東北公済病院スタッフ)
  - ・受付 参加費徴収・入会勧誘2~3名(飯田)(相澤)(東北公済病院スタッフ)
  - ・書籍1~2名 (飯田理事) (東北公済病院スタッフ)
  - ·Zoom接続要員2~3名(大友)(業者依頼)
  - ・物品(パソコン:業者さんと相談して。事務局も)(文房具、レーザーポインターなど:事務局)
  - ・講師接待(お茶などの準備・謝金の領収書の記載依頼など) (行政の方には図書カード?青葉理事長が確認する。)
  - ・Webアンケート作成(洞口)
  - ·領収書作成(事務局)
  - · 当日記録用写真(大友)
  - ・ニュース担当 (新年号用:藤本)
- 6) 会場での配布物:プログラム

会のリーフレット

資料DLとWebアンケートのURLのQRコード?

- 7) イベント保険加入(担当:事務局) 30円×(50)人 担当:事務局
- 8) 受講証明書 会場参加者には参加費の受領証明書で替えてもらう。

ウエブの分は問い合わせがあってもお断りする (参加の確認が困難なため)。

## ニュース進捗、今後の予定

第一回目の校正中。9月半ば頃に印刷依頼予定。130部で54,340円の見積もり。

## ワークショップの件

担当:東北公済病院以外のBFHに青葉理事長がメールで問い合わせる。

日時:2023年2月19日(日)か26日(日)他のイベントと重複していないか確認。

場所:Web

## その他

次回理事会は2022年10月3日(月) 18:30~ Zoomです。

#### NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会

## 2022年度 第2回 理事・幹事会議事録

**日** 時:2022年10月3日(月) 18:30~19:40 於:Zoom

**参加者**:11名

理事長:青葉

理 事:藤本、加藤、洞口、飯田 事務局:熊谷

監 事:堺

幹事:武石、髙橋(有) オブザーバー:安達(東北公済病院)、

山田(宮城大学)(書記)

## 議題

## 総会・母乳フォーラム in みやぎ 2022

1) 議案書・ニュース発送について

《発送物》ニュース・挨拶文と質問用紙・議案書・出欠葉書・会費納入用振込用紙を発送したことを確認した。質問用紙・はがきの返送は10/17までに変更となった。

- 2) ポスター配布・発送について(事務局 熊谷)
  - ・予定していた施設・団体(9月の理事・幹事会議事録参照)宛に郵送もしくはメールで送った。
  - ・県庁記者クラブには投げ込みしたが、問い合わせは今のところないため再度記者クラブに投げ 込みをする予定である。
- 3) プログラム確認 別紙参照
  - ・プログラムについて確認した。
  - ・総会の前に崔さんへの黙とうを行う予定。
- 4) 各担当について
  - ·総合司会(加藤理事)
  - (1) 総会
    - ・出席者・委任状数報告→受付担当
    - · 総会議長(青葉理事長)
    - ·報告:事業(熊谷理事)、会計(飯田理事)
    - ·議事録作成:事務局

議事録署名人2名: (髙橋有希)、(東北公済病院スタッフ)

- (2) フォーラム
  - · 座長 (青葉理事長)
  - ・開会の挨拶(中村副理事長)現地
  - ・演者 宮城県:10分 五十嵐弘美さん 現地

仙台市:10分 庄司希恵さん 現地

宮城県助産師会:20分 塩野悦子教授 現地

とも子助産院:15分 伊藤朋子さん 現地

森のおひさま助産院:15分 小野由起子さん 現地

なるみ赤ちゃんこどもクリニック:15分 鈴木瑠衣さん オンライン

東北公済病院:15分 髙橋有希師長 現地

・意見交換の会場の形式について

・講師はフロア前2列で待機、講演時に壇上に上がる。

・意見交換では椅子を壇上に並べて着席し、意見交換する。

・閉会の挨拶 (大槻副理事長) 現地かどうか確認予定。

- ・会場について
  - ・Wi-Fi接続などについては前回約6万円かかったが、今回は演者も多いのでスムーズな進行の ために業者へ依頼している。
- ・駐車場3台分確保している。荷物の搬入がある方優先で使用できるように調整する。
- ・講師謝礼金額について確認した。

#### 《担当・準備物一覧》

係	担 当(敬称略)	備考		
会場係1名 照明・空調調節など、マイク係と兼任	東北公済病院スタッフ*	*東北公済病院スタッフ以外で手伝 える方は事務局までメールで連絡を お願いします。		
受付・参加費徴収・入会勧誘2~3名	飯田・相澤・東北公済病院スタッフ*			
書籍販売1~2名	飯田理事・東北公済病院スタッフ*	1 43 mgs ( C & ) (		
現地(会館入口)案内1名				
Zoom 接続要員2~3名	業者ビーエッチ・大友・武石			
講師接待(お茶・コップなどの準備・ 謝金の領収書の記載依頼など)	中村	お茶等の準備は会計		
Web アンケート作成 https://forms.gle/oNfqhe32YvwEYhbT8	洞口	確認済み		
お釣り、謝金、図書カード準備	飯田・千葉			
領収書作成	熊谷			
演者の名前の前タレ作成	青葉	歯科医師会に依頼		
ニュース担当 (新年号用)	藤本			
開始前・終了時 PPT 作成	熊谷			
当日メールなどへの対応	熊谷			
当日記録用写真	大友			
パソコン持参	武石、事務局、加藤	PC を持参する場合にはヘッドセット等の準備が必要(ハウリングの予防のため)		
文房具、レーザーポインターなど	事務局			
イベント保険加入	事務局	30 円× 50 人分		
現地配布用プログラム・資料・アン ケート用の QR コード印刷		資料については、会場参加で、自分 で準備しなかった方がいた場合用		

- 5) 事前会場確認とオンライン参加講師のリハーサルについて
  - (1) 会場事前確認:日時調整中
  - (2)業者のオンライン環境などの確認について10月13日・14日いずれかの12:30~13:30で調整中
- 6) 会場での配布物
  - (1) プログラム
  - (2) 会のリーフレット
  - (3) 講演資料とWebアンケートのQRコード 資料は参加者が各自準備して頂くように依頼するが、10部程度準備しておく。
- 7) 受講証明書
  - ・会場参加者には参加費の受領証明書で替えてもらう。
  - ・ウエブの分は問い合わせがあってもお断りする (参加の確認が困難なため)。
- 8) 当日について
  - (1) 現地集合時間 Web担当者·会場設営:12:00
  - (2) Zoom入室可能時間 13:30

## ワークショップについて

- 担 当:東北公済病院以外(東北公済病院は申込み受付など実務部分でサポートするので除外)の BFH(坂総合病院、仙台市立病院、春ウイメンズクリニック、仙台医療センター)に青葉理 事長がメールで問い合わせ、返事待ち。再度連絡する。10月15日までに返事を頂き、事務局 と準備を開始する。
- 日 時:2023年2月26日(日)
- 場 所: 対面 仙台市歯科医師会館(青葉理事長予約) COVID-19感染状況によってはWebを検討する。

テーマ:担当者で検討する。

## その他

- ・税金に関する書類提出について10月末まで。担当者(会計、青葉)で進めていく。
- ・仙台市への報告書等は11月末まで。担当者(事務局)で進めていく。理事で住所変更のある方な どは事務局まで連絡をお願いします。

次回理事会は2022年12月5日(月) 18:30~ Zoom

#### NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会

## 2022年度 第3回 理事・幹事会議事録

**日** 時:2022年12月5日(月) 18:30~19:35 於:Zoom

参加者:理事長:青葉 副理事長:中村

理 事:熊谷、山本、飯田、藤本、熊谷

幹事:髙橋(有)、横江、渡邊(佐)、相澤、武石

オブザーバー:早坂(東北公済病院)、山田(宮城大学)(書記)

## 議題

# 母乳フォーラム in みやぎ 2022 の報告 事務局熊谷・会計飯田理事

- ・参加人数は86名(Zoomでの参加:52名、現地での参加:34名)だった(数名の重複あり)。
- ・別紙に基づきアンケート結果について報告された。アンケート結果は講師にも送付した。
- ・会計について以下のように報告された。

【収入】資料代現地34名分 17,000円、Peatix経由 24,639円

会費収入20名 60.000円

本販売3冊(3名) 3,000円

【支出】講師謝金 35,000円

配 信 168,300円

垂れ幕代 3.580円

- · Peatixは参加費手数料が取られるものの、今後も使用していくことが確認された。
- ・運営などで気づいたことがあれば、事務局へお知らせください。
- 来年のフォーラムについて

桜美林大学 山口創先生を呼んでほしいとのリクエストがあったことが報告された。

## 1月発行ニュース No.59 進捗と今後の予定 事務局熊谷

ニュースについて以下について確認した。

・原稿締切:未定、確認して担当者に事務局から連絡予定。

・発行予定:1月末 メール添付によるWeb配信の予定。

・原稿担当:巻頭言;副理事長 確認して担当者に事務局から連絡予定。

フォーラム報告;原稿 藤本理事 写真 大友

母乳奮闘記; 青葉理事長が確認予定。

ワークショップのお知らせ; 山本

YouTube 限定公開のお知らせ:大友(未確認)

理事・幹事会議事録;事務局

定款;事務局

年間役員;事務局

一年間の予定;事務局

## ワークショップ 仙台市立病院 山本

別紙に基づき、開催要項について報告された。今年度は参加人数が少なくとも開催予定であることを確認した。

· 日時: 2023年2月26日(日) 11:00~14:00

·場所:Web

・申し込み締め切り:2023年2月10日(火)

・基調講演演題名:「赤ちゃん行動の不思議を探る-母乳育児とその支援のために-」(堺監事)

・参加費について、会員は無料・非会員は1,500円とし、ワークショップ+基調講演、基調講演のみのどちらも同額とする。

# その他 事務局 熊谷

- ・母乳率調査データ使用許可の問い合わせについて
- ・龍谷大学の大学院生からの県内母乳率調査データの使用許可の申し出に対し、使用を許可すること が承認された。出来上がったら、別刷りをもらう、当会もそのデータを利用できるよう要望する。
- ・今後の運営について 現在の業務内容の整理を今年度中に整理していく方向であることを確認した。
- ・2023年の定例会について 坂総合病院が担当し、開催時期は5月か6月頃の予定となった。
- ・本の販売について

資金面が厳しい状況があることから、本の販売促進について協力を。

次回 第4回理事会·幹事会:2023年2月6日(月) 18:30~(Zoom)

## 特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会・定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会 という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区国分町二丁目3番11号におく。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、母乳育児の推進に関する事業を行い、国民の健康の向上に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
  - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 子どもの健全育成を図る活動
  - (4) 科学技術の振興を図る活動
  - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
  - (1) 母乳フォーラム事業などのイベントの開催を通じての社会啓発活動。
  - (2) 母乳のニュースの発行事業
  - (3) インターネットやパンフレット、ポスターなどを通じた母乳育児関連情報の提供および啓発 事業。
  - (4) 母の会の支援事業や、母乳育児中の母子および家族のサポートのために必要な事業。
  - (5) 東北母乳の会などの、母乳育児などに関わる日本国内および海外の組織との協力交流促進事業。
  - (6) 国内、国外の一般市民や会員の母乳育児関連情報の交流促進、講演会への講師派遣、オンライン会議などの実施。
  - (7) 母乳育児などに関する相談活動。
  - (8) 母乳育児などに関わるCDやビデオ、書籍、冊子などの資料製作と頒布、販売。
  - (9) その他、上記目的を遂行するのに必要な事業。

#### 第3章 会 員

#### (種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
  - 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
  - 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に その旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名 することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

#### (会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
- (2) 監事 1人以上
  - 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、若干名を上席理事とすることができる。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 上席理事は、理事のうち理事長を経験した者とし、理事会において選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を 超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執 行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会 が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期 の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを 補充しなければならない。

#### (解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任 することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならな い。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
  - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、事務局長、幹事、その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

## (権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2)解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任、解任及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

#### (開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的 方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について 書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが できる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および 第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数 (書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合 にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした ことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を 作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

#### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもっ

て招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内 に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁 的方法をもって、少なくとも理事会の15日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
  - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について 書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

#### 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

#### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

#### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、 理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又

は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、 毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければな らない。
  - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

#### (臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

#### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

- 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
  - (1)目的
  - (2) 名称
  - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
  - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
  - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
  - (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
  - (7)会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
  - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
  - (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
  - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する 財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち宮城県に譲渡するものとする。

#### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を 経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2 第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

#### 第10章 雑 則

#### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理	事	長	堺		武	男
副	理事	長	上	原	茂	樹
			高	橋	英	子
理		事	中	村	理	恵
			豊	島	紀仁	弋子
			佐	藤	梅	子
			佐	藤	祥	子
			渡	邉	孝	紀
			山	本	優	子
			嶺	崎	眞和	小子
			崔		佳苗	吉実
			飯	田	富	己
			熊	谷	賀	代
			千	田	道	代
			松	井	憲	子
			青	葉	達	夫
監		事	池	田	ま	IJ
			佐	山	恭	子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年8月 31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

#### 年会費

- (1) 正会員 0円
- (2) 賛助会員 0円
- 附 則 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。 (平成22年2月2日 第13条)
- 附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。 (平成26年2月28日)
- 附 則 この定款は、社員総会議決の日から施行する。 (令和元年10月26日2018年度第13回通常社員総会議決 第55条)

- 附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。 (令和4年2月22日)
- 附 則 この定款は、社員総会議決の日から施行する。 (令和4年10月29日 第13条)

住所や勤務先、お名前の変わった方、退会を希望される方は事務局までお知らせください。また、当会では情報伝達を確実かつ迅速に行い、経費を削減して皆様へ還元するため、連絡手段やニュースレターのデジタル化を進めております。メールアドレスをお知らせ頂いていない方、メールでのお知らせが届いていない方は、事務局までお知らせください。当会宛にメールでお名前・ご所属・職種をお知らせ頂くか、会費納入時に振込用紙へ記載をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

連絡先 事務局:東北公済病院 母子センター

住 所:〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町2-3-11

E-mail: m.bonyu@gmail.com

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会理事長:青葉 達夫

事務局:東北公済病院7階 母子センター

電 話:022-227-2215(直通) e-mail:m,bonyu@gmail.com